



空き家実態調査を開始します

－ 住宅都市生駒市の 10 年、20 年後に備えて －

空き家の実態を把握し、その利活用や解体を推進するため、空き家実態調査を実施します。

【10 年、20 年後に空き家が急増】

平成 25 年時点での生駒市の空き家率は統計上 6.2% で、奈良県内でも低い値ですが、生駒市は昭和 50 年代に子育て世帯が転入して人口が急増した経緯があることから、その世帯が高齢化しており、10 年 20 年後には空き家が急増することが予測されます。それらの問題が起こる前に取り組む必要があるため、空き家対策に取り組んでいます。

【生駒市の空き家対策事業】

空き家に関する事業は、①老朽空き家に関するものと、②利活用できる空き家に関するものと、③中古住宅の流通に関するものがあります。

①老朽空き家に関しては、「生駒市空き家等の適正管理に関する条例（H25.7 施行）」や「空家等対策の推進に関する特別措置法（H27.5 施行）」などによる助言指導等や、解体工事費用や家財処分費用の補助金事業を行なっています。

②利活用できる空き家に関しては、「生駒市空き家等バンク」やバンクに登録する際の家財処分費用の補助金があります。

③中古住宅の流通に関しては、市内の中古住宅を新たに購入して耐震などのリフォームをした方に「中古住宅流通等促進奨励金」の制度があります。

その他空き家全般に関して、「空き家相談窓口」や、納税通知にチラシを同封し、空き家の適正管理を呼びかけるなどの事業をおこなっています。

また、「住宅耐震診断」や「耐震改修工事」、「省エネリフォーム工事」に関する補助金もおこなっており、市内の既存住宅の質を向上する取り組みも毎年継続的に行なっています。

空き家実態調査は、国の補助を受けて近年全国的に行なわれているもので、本市としても今までに空き家の実数は把握していなかったため、実施することといたしました。この調査を踏まえて、本市の今後の空き家に関する方針等を検討していきます。

【空き家実態調査】

- ▶調査対象 市内全域の空き家の可能性がある建築物
- ▶調査機関 7月上旬～12月上旬
- ▶調査方法 水道の閉栓などの情報から、お住まいになられていないと思われる建築物を抽出し、市が委託し調査証と腕章を付けた調査員が、対象建築物の外観・管理状況などの現地調査や外観の写真撮影を行います。
——この調査を踏まえて空き家である可能性がある建築物を特定し、その所有者に今後の売買や利活用に関する意向調査を行ない、今年度中にその結果をまとめる予定です。

問い合わせ 生駒市 建築課 担当 清水、澤

☎ 0743-74-1111 内線591

